

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」

架空請求ハガキにご注意！

『貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告します。裁判取り下げ最終期日までに連絡がない場合は、裁判所から裁判日程の決定後、指定された裁判所へ出廷になる。裁判を欠席すると、給料、財産の差し押さえ等の恐れがある。』というハガキが届いたが、身に覚えがない。どうしたらよいか。』という相談が多く寄せられています。

公的機関を思わせるような名称を使い、文面には給料、財産差し押さえなど、不安にさせる表記があり、巧みに連絡を求める内容となっています。身に覚えのない請求に対しては、連絡をせず無視してください。

不審に思ったら、お近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や
局番なしの 1 8 8

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

(平日・日曜 9時から17時まで)

鉾田市消費生活センター